お客様の印刷機械が故障・事故なく安定稼働できるために

印刷機械のワンポイントメンテナンス

第4回　潤滑油の点検と管理

印刷機械の潤滑油は人間の血液に相当し、機械内部をまんべんなく循環しながら、摺動部や噛み合い部を油膜で保護すると共に、まぎれ込んだ金属の磨耗粉や水分等を包み込んで浄油器まで運ぶ役割を担っております。不適切な潤滑油を用いたり、機能低下の著しい潤滑油を使用し続けて印刷機械の性能を低下させることのない様、こまめな点検と管理が必要です。

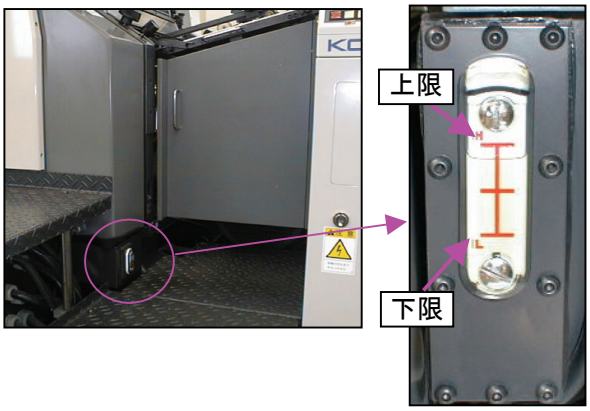

【点検のポイント①】 **潤滑油の量**

- 印刷ユニット下方のオイルパスにある油面計の目盛で判断します。
- 印刷機械の主電源が入っている状態のときは、油面位置が上限・下限の範囲内にあれば正常です。
- 下限位置を下回る場合は、一旦、主電源を落として循環している潤滑油をオイルパスに落とした状態にして、上限目盛を超えない範囲で同じ銘柄の新油を注ぎ足します。絶対に他銘柄を混ぜないでください。

【点検のポイント②】 **潤滑油の色**

- 右のカラーチャートを参考に、新油の色と現在の色をそれぞれカラーチャートの近似色に当てはめて、その間隔が3段階を超えたら、早めに潤滑油を交換してください。

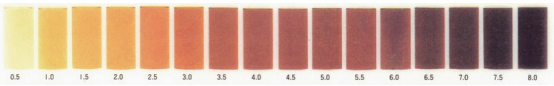

【点検のポイント③】 **潤滑油および給油ポンプ用浄油器の定期交換**

- 潤滑油は一年毎を目安に定期的に指定潤滑油と交換してください。
- 一年毎定期的に2つの浄油器（右写真参照）を交換してください。
- 一年に満たなくとも、主電源の入った状態で給油ポンプユニット（右写真参照）の圧力計の目盛が赤領域に近づいたら2つの浄油器を早めに交換します。

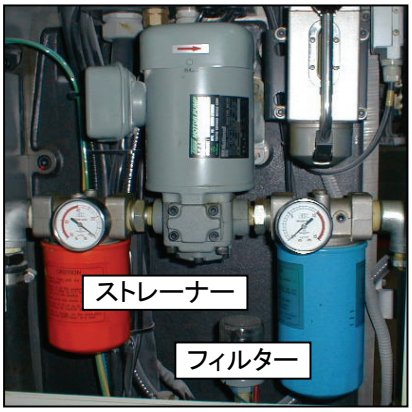

（参考）

部品名	ストレーナー	フィルター
部品番号	3Z0260035 I	3Z0260034 I

（注意） 給油ポンプユニットおよび浄油器には他にも数タイプあります。また、機種によっては洗浄で繰り返し使用する浄油器が使われている場合がありますので、取扱説明書で確認してください。

【指定潤滑油】

原油からの精製の段階で潤滑油に必要な成分を抽出して作った「ベースオイル」に、耐圧性能を高める成分等を加えて作られており、永年にわたるKOMORI社内印刷テストにおいて充分評価されています。超重荷重を担っている印刷機械の潤滑油には、是非、指定潤滑油を使用してください。

なお、指定潤滑油銘柄については、取扱説明書またはKOMORI小型手帳付録を参照してください。

※　詳細または不明な点がございましたら、下記まで問い合せ願います。

株式会社小森コーポレーション

テクノサービスセンター		東日本サービス		西日本サービス	
東京：本社	03-3624-7166	北海道	011-641-1505	大　阪	06-6939-0141
部品販売	03-3624-7154	東　北	022-282-8871	九　州	092-433-7615
埼　玉	048-480-7166	北　陸	076-422-5588	中　国	082-295-9100
相　模	046-278-2355～8	名古屋	052-363-5011	四　国	087-864-3902